

# こども<sup>★</sup>誰<sup>★</sup>でも通園制度

令和 7 年度

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

利 用 の ご 案 内



## 目 次

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>本案内の読み方</b>                  | <b>1</b>  |
| <b>1. こども誰でも通園制度とは？</b>         | <b>2</b>  |
| (1) こども誰でも通園制度とは                | 2         |
| (2) クラス年齢と生年月日について              | 2         |
| (3) 利用できる対象者について                | 2         |
| (4) 一時預かり事業との違いについて             | 2         |
| <b>2. ひと月の利用上限時間と定期利用</b>       | <b>3</b>  |
| (1) 利用の上限時間と定期利用について            | 3         |
| (2) 利用料金について                    | 3         |
| ①基本利用料について                      | 3         |
| ②基本利用料の減免について                   | 3         |
| ③基本利用料以外にかかる費用                  | 4         |
| (3) 利用のキャンセル等について               | 4         |
| (4) 利用にあたっての留意事項                | 5         |
| <b>3. 実施施設の情報</b>               | <b>5</b>  |
| <b>4. 申込みから利用決定までの流れ</b>        | <b>6</b>  |
| (1) 申込みをするにあたりご理解いただきたいこと       | 6         |
| (2) 利用の申込み～面談～利用開始～終了まで         | 6         |
| <b>5. 利用申込みを開始する前のチェックポイント</b>  | <b>9</b>  |
| (1) 利用希望施設を決めていますか？             | 9         |
| (2) 必要書類は整っていますか？               | 10        |
| (3) よくある質問                      | 12        |
| <b>6. はじめて堺市電子申請システムを利用する方へ</b> | <b>13</b> |
| <b>7. QRコード一覧</b>               | <b>15</b> |
| <b>8. 問い合わせ先</b>                | <b>15</b> |



## 本案内での読み方

|                      |                                                                                                                                                   |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前の準備                | 本案内や市ホームページで制度の内容等を確認してください。【P.2～】                                                                                                                |
| 実施施設の<br>情報収集        | 実施施設の区分（規模の大小など）、立地や実施方針などは様々です。<br>申込みにあたっては、事前に希望する実施施設のHPの確認や見学を行ってください。【P.5】                                                                  |
| 申込に必要な<br>書類等の<br>準備 | 全ての方が提出必要な書類と、子どもや世帯の状況に応じて必要な書類があります。【P.10～12】<br>申請内容と事実と相違があった場合、認定（利用）が取り消しとなることもあります。                                                        |
| 申込み                  | 堺市電子申請システムから申込みをしてください。申請された内容を確認し、面談先施設の抽選等を行います。【P.6・7】<br>申請内容に不備があった場合は、システム上で差戻しをすることがありますのでご注意ください。                                         |
| 市からの認定<br>の結果通知      | 市から利用の「認定・非認定」を通知します。利用者として認定した方には、基本利用料の額、面談予約先施設、子ども誰でも通園制度総合支援システムIDなどを通知します。【P.7・8】                                                           |
| システムに情<br>報を登録       | 子ども誰でも通園制度総合支援システムに、子どもの健康状況などを登録し、施設へ面談を申込んでください。【P.8】<br>面談では、子どもの健康状況の確認を行う必要がありますので、施設との面談時（利用開始前）に母子健康手帳などを持参してください（予防接種歴、アレルギー情報などは特に大切です）。 |
| 面談                   | 対象子どもと一緒に施設へ行き、面談を行います。【P.8】<br>面談では、子どものこと、育児のこと、世帯のことなどと併せて、施設の方針などを確認します。                                                                      |
| 利用の決定                | 面談によって、令和7年度の利用が決まります。【P.8】<br>※利用開始までに時間がかかることがあります。<br>※面談の結果、利用できないことがあります。                                                                    |
| 利用の開始・<br>終了         | 面談後、準備が整い次第、利用を開始します。【P.9】<br>当事業の利用は、令和8年3月31日（※）、または満3歳の誕生日の前々日のいずれか早い日までです。                                                                    |

（※）令和8年度以降の利用については、詳細が決まり次第、市ホームページ等でご案内します。

# 1. こども誰でも通園制度とは？

## (1) こども誰でも通園制度とは

堺市の「こども誰でも通園制度」は、ふだん認定こども園などに通っていないこどもを対象に、月10時間の範囲の中で認定こども園などの定期的な利用を通じて、こどもの育ちを支援する制度です。保護者の就労状況などは問いません。

## (2) クラス年齢と生年月日について

令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。令和7年度のクラス年齢と該当する生年月日は以下のとおりです。

各施設の実施年齢については、P.5 実施施設一覧（QRコード）でご確認ください。

| クラス<br>(実施年齢) | 生年月日                            |
|---------------|---------------------------------|
| 0歳児           | 令和6年（2024年）4月2日～                |
| 1歳児           | 令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日 |
| 2歳児           | 令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日 |

0歳児クラス：利用開始予定日時点で生後6か月に到達している必要があります。

2歳児クラス：満3歳まで（誕生日の前々日まで）、制度を利用することができます。

※利用開始予定日時点で、満3歳に到達している場合は利用することができません。

## (3) 利用できる対象者について

下記①～③の全てを満たす方が利用認定の対象です。

|   |                                         |
|---|-----------------------------------------|
| ① | 堺市に居住                                   |
| ② | 0歳6か月～満3歳未満                             |
| ③ | 認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない |

保護者の保育の必要性（就労状況など）は問いません。

お住まいとは別の区の施設の利用も可能です。

## (4) 一時預かり事業との違いについて

一時預かり事業とこども誰でも通園制度はどう違う？

一時預かり事業は、保護者が短時間就労、疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由（育児疲れ解消のためのリフレッシュなど）で、家庭での育児に困ったときに利用できる事業です。

こども誰でも通園制度は「こどもの育ちのため」に実施されるものであり、その目的が異なります。

一時預かり事業とこども誰でも通園制度を一緒に利用できる？

一時預かり事業とこども誰でも通園制度の併用は可能ですが、一時預かり事業の実施時間や空き状況、利用料金など詳しくは、事業を実施する各施設にお問い合わせください。

## 2. ひと月の利用上限時間と定期利用

### (1) 利用の上限時間と定期利用について

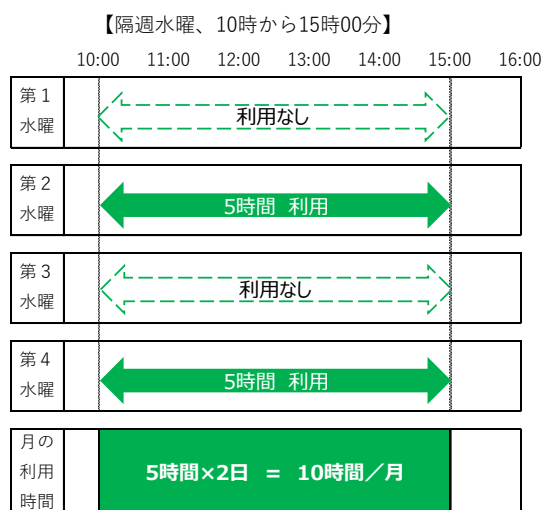
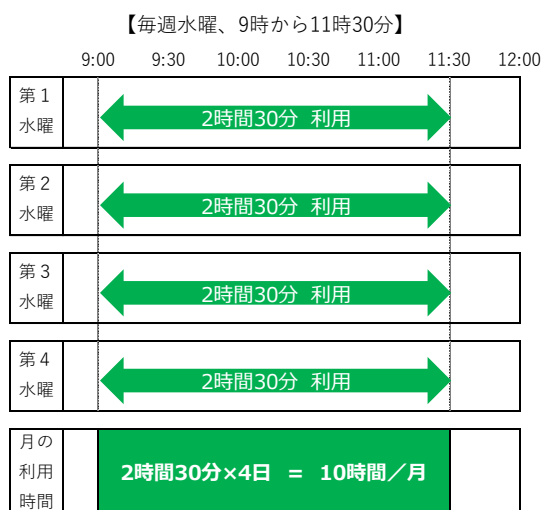
こども誰でも通園制度は、ひと月に10時間まで利用することができます。

令和7年度は、1週間に1度や2週間に1度などのペースで、1つの施設を定期的に利用する方法で実施します。

月の上限10時間の範囲の中で、各施設が設定した曜日・時間に利用することとなりますので、実施施設の情報（P.5参照）を参考にしてください。

【毎週利用パターン例：1日2時間30分】

【隔週利用パターン例：1日5時間】



### (2) 利用料金について

#### ① 基本利用料について

堺市の基本利用料は、1時間あたり300円です。利用時間が30分単位の場合は、30分あたり150円です。

（例）1日2時間30分利用の場合の基本利用料：300円+300円+150円=750円

#### ② 基本利用料の減免について

市民税所得割額などに応じた基本利用料の減免があります。減免は申請に基づき判定します。減免区分（事由）ごとの基本利用料は、以下のとおりです。

| 区分                               | 減免後の基本利用料<br>(1時間あたり) |
|----------------------------------|-----------------------|
| 生活保護を受給している世帯                    | 0円                    |
| 市民税非課税(※1)の世帯                    | 60円                   |
| 市民税所得割額77,101円未満(※1)の世帯          | 90円                   |
| 市長が心身の状況及び養育環境等から軽減が適当と認める場合(※2) | 150円                  |

※1) 課税状況の分かる書類を提出いただく必要があります。詳細についてはP.11「世帯の状況等により必要となる書類」でご確認ください。

減免区分を判定する算定根拠となる市民税の対象年度、市民税所得割額についての詳細は、市ホームページでご覧ください。9月以降で減免状況が変わる場合があります。

【市民税の対象年度、市民税所得割額などについて】



※2) 次の表をご参照ください。なお、対象となる世帯員には、利用対象のこどもを含みます。

- ☐ひとり親世帯
- ☐特別児童扶養手当の支給対象児童のいる世帯
- ☐身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ☐療育手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ☐精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ☐国民年金法に定める国民年金の障害者基礎年金などの受給者がいる世帯
- ☐その他、市長が支援が必要と認めた世帯

### ③基本利用料以外にかかる費用

基本利用料以外に、施設ごとに、次のような費用がかかる場合があります。事前に各施設にご確認ください。

給食費・おやつ代：給食、おやつにかかる費用（実施する施設のみ）

実費徴収：教材や行事などにかかる費用

※ 予定時間を超えた場合は、別途費用が発生します。

## (3) 利用のキャンセル等について

利用のキャンセル等に関する料金や時間枠（月 10 時間）の取扱いは以下のとおりです。

### ①通常のキャンセル

キャンセルについては、原則、利用日の前日までに施設に直接連絡してください。キャンセル連絡の受付時間については、施設にお問合せください。

※ 休園日が土曜・日曜で、利用日が月曜の場合：金曜が「利用日の前日」になります。

### ②体調不良等による当日キャンセル

体調不良・感染症罹患等による当日キャンセルは、利用料金は発生しませんが、利用したものとみなし、時間枠を消費します。

### ③その他当日キャンセル

無断キャンセルを含む上記以外のキャンセルは、予定していた利用料金をお支払いいただきます。また、利用したものとみなし、時間枠を消費します。

|                | 通常の<br>キャンセル  | 体調不良等による<br>当日キャンセル | その他<br>当日キャンセル            | 予定時間の超過                      |
|----------------|---------------|---------------------|---------------------------|------------------------------|
| 利用料<br>の<br>支払 | 発生しない<br>(無料) | 発生しない<br>(無料)       | 予定時間分の<br>料金が発生する<br>(有料) | 施設が設定した<br>料金が発生する<br>(原則有料) |
| 時間枠<br>の<br>消費 | 消費しない         | 消費する                | 消費する                      | 消費しない                        |

#### ④ 予定時間を超える利用に関する料金について

予定時間を超える料金については、各施設が、次の表の金額を上限に設定します。  
料金は各施設に確認してください。

| クラス  | 1 時間あたりの基本料（本制度の令和 7 年度基本単価） | 加算額          |
|------|------------------------------|--------------|
| 0 歳児 | 1,600 円（ 300 円 + 1,300 円 ）   | 下記（※）に該当する場合 |
| 1 歳児 | 1,400 円（ 300 円 + 1,100 円 ）   |              |
| 2 歳児 | 1,200 円（ 300 円 + 900 円 ）     |              |

（※）本制度の令和 7 年度加算額：障害児（400 円）、医療的ケア児（2,400 円）

### （4）利用にあたっての留意事項

#### ① 以下のような場合には、ご利用を控え、速やかに施設へ連絡してください。

- i 利用日当日に 37.5 度以上の発熱がある場合
- ii 前日までに発熱があり解熱後 24 時間を経過していない場合
- iii ご家族が感染症にかかっている場合
- iv その他、発熱はなくとも体調に不調がみられる場合

#### ② 施設は、ご利用になるこどもの人数に合わせて保育士等を配置しています。お迎えの時間は厳守いただき、万が一遅れる場合には、必ずご連絡をお願いします。

#### ③ 以下の場合には、当事業の利用をお断りする場合があります。

- i 無断でのキャンセルや送迎の遅れが頻発する場合
- ii 利用料金の未納が続く場合
- iii その他、施設が悪質であると判断した場合

## 3. 実施施設の情報

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する施設の情報は、下記の QR コードを参照してください。

各施設の事情などによっては、掲載の情報が変わっている可能性があります。施設への直接のお問合せやホームページの確認の他、事前連絡のうえ見学などをお勧めします。

|                            | 主な掲載情報                       | 実施施設の一覧                                                                               |
|----------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年度に<br>利用できる施設<br>（※） | 受入年齢、定員、実施曜日、実施時間、食事提供の有無 など |  |

※ 1つの年齢で、毎週利用（1日2時間30分）、隔週利用（1日5時間）などを選ぶように、複数の利用パターン（以下「コース」といいます。）を用意している施設もあります。

## 4. 申込みから利用決定までの流れ

### (1) 申込みをするにあたりご理解いただきたいこと

施設と面談をしてはじめて利用の可否が決定されます。市からの認定をもって、利用が決定するものではありません。

#### 個別の配慮が必要な場合

- 安全・安心に制度を利用していただくため、面談以降に、別途書類を用意していただく場合や、利用開始までに時間をいただく場合があります。
- 主治医の意見書だけでなく、施設から同行受診を求められる場合があります。ぜひご協力をお願いします。
- 用意していただく書類等については、P.12 をご確認ください。

#### 利用にあたっての留意事項・関連手続き

- 令和7年度の利用にあたって、順守いただきたい事項や、利用開始以降に必要な場合がある手続（変更・取消の申請届出）などの詳細については、市ホームページで確認してください。



### (2) 利用の申込み～面談～利用開始～終了まで

#### <保護者がご自身ですること>

##### ①利用の申込み

#### オンラインで申請する場合（堺市の電子申請システムをご利用ください）

**受付期間**：令和7年6月23日（月）～7月13日（日）23時59分受信分まで

- 堺市電子申請システムから申込みをしてください。  
堺市電子申請システムをはじめて使われる方は、P.13 を参照ください。
- 主な入力項目は次のとおり。
  - i)基本情報
    - ▷保護者氏名、住所、電話番号、メールアドレス など
  - ii)こどもの情報
    - 【注】施設を利用するにあたり大切な情報となります。  
母子健康手帳や医師からの情報内容をしっかり確認して入力してください。
    - ▷こどもの氏名、生年月日等の基本情報
    - ▷健康状態に関する情報
      - かかっている医療機関・投薬・医師からの指導・医療的ケア・アレルギー等の有無・内容
    - ▷こどもの発達に関すること
    - ▷障害等に関すること
  - iii)利用希望施設（第3希望まで入力可。）
  - iv)基本利用料の減免（希望する方のみ。対象はP.3を参照。）
  - v)入力情報の利用希望施設・市の関係部署との共有に関する同意（入力いただいた内容は市から面談対象の施設に提供します。）



### オンラインでの申込みができない場合

- オンラインで申込みができない場合は、紙の申請書で受け付けます。その場合、まずは幼保政策課にお問い合わせください（住所・電話番号は P.15 を参照）。

問い合わせ期間：令和 7 年 6 月 23 日（月）～7 月 14 日（月）（※）

※受付時間は月曜日～金曜日（休日を除く）の 9 時 00 分～17 時 30 分です。

### <保護者の利用申込みを受けて、堺市がすること>

#### ②対象者確認

- 市で利用対象者かどうかなど（減免対象、希望施設）を確認します。

#### ③抽選：面談先施設の決定

##### 第 1 希望

- 確認した方の希望により、必要に応じて抽選を行います。

希望する年齢区分（コース）の定員を超えなかった場合

抽選は行いません。面談先施設として第 1 希望の施設を通知します。

希望する年齢区分（コース）の定員を超える希望があった場合

当該年齢区分（コース）について、第 1 希望者で抽選を行います。抽選で当選された方に第 1 希望の施設を通知します。

※希望が 1 つのみで抽選に外れた方には、抽選で外れた旨を通知します。

##### 第 2 希望以下

- 第 1 希望に抽選で外れた方について、第 2 希望以下の定員に空きがある場合、第 2 希望以下の施設を通知します。

第 2 希望の年齢区分（コース）の定員を超えなかった場合

抽選は行いません。面談先施設として第 2 希望の施設を通知します。

第 2 希望の年齢区分（コース）の定員を超えている場合

第 2 希望者で抽選を行います。抽選で当選された方に第 2 希望の施設を通知します。

第 2 希望の抽選で外れ、第 3 希望の年齢区分（コース）の定員に空きがある場合

第 3 希望の施設を通知します。

第 3 希望の定員を超えている場合は、抽選を行い、当選された方に第 3 希望の施設を通知します。

※第 2 希望または第 3 希望の抽選で外れた方には、抽選で外れた旨を通知します。

#### ④ 認定の結果通知：令和 7 年 7 月 20 日頃

- 市から、「認定・非認定」、「認定有効期間」、「減免の有無」、「面談先施設」、「総合支援システムのログイン ID」をお知らせする通知書を交付します。
- 通知書は、申請の方法に関わらず、郵送で送付します。

#### ＜保護者と施設とですること＞

#### ⑤ 総合支援システムへの登録

（国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」をご利用ください）

- 認定通知に記載の ID でログイン、登録をしてください。  
必ず、通知に同封している「総合支援システムの登録のご案内」を参照のうえ、登録を進めてください。
- ※同システムで、お子さんに関する情報等を登録していただきます。

#### ⑥ 面談の申込

- 総合支援システムで、通知に記載の施設に面談を申し込んでください。
- 施設から、電話やメールで面談の日程などについて連絡があります。

#### ⑦ 面談

- 面談当日には、母子健康手帳を必ず持参してください。
- 必ず対象のお子さんと一緒に施設に行き、面談を受けてください。
- 申込時に記載された「こどもの状況票」は事前に市から施設に提供しています。面談では、この情報も参考に、これまでの成長過程、家での普段の様子、子育てに関して気になっていること等を確認します。  
安心して利用いただくためにも、お子さんに関することを詳しくお伝えください。
- その他、利用にあたって気になることを施設に相談・質問するようにしてください。
- ※面談以降に、施設から次のようなことを求められる場合がありますのでご協力ください。  
医療的ケアの必要性に応じ、主治医の意見書や同行受診を求められる場合があります。  
アレルギーや疾患の内容等により、医療機関が作成する書類を求められる場合があります。

#### ⑧ 利用の決定

- 面談の内容や提出された書類等をもとに、施設が利用の可否を決定します。
- 利用可の場合は、利用開始までに、利用する曜日・時間を決めます。
- 利用不可となった場合は、令和 7 年度中のこども誰でも通園制度の利用はできません。
- ※応募状況などによっては、追加で利用者募集を行う場合があります。追加で募集を行う場合は、次の市ホームページ・「親子さかすくナビ」でお知らせします。

| 市ホームページ<br>利用の申込み                                                                   | （参考）市ホームページ<br>親子さかすくナビとは                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |

＜保護者がご自身ですること＞

⑨利用の予約

- 利用する曜日や時間が決まると、施設が総合支援システム上の利用予約を行います。
  - 利用日の前日に、総合支援システム上の登録アドレスにリマインドメールが届きます。
- ※ご自身でも利用予定は確認しておいてください。

⑩登園

- スマートフォンを必ず携帯し、施設で総合支援システムの QR コードを読み込んで、登園の打刻をしてください。
- 面談または前回利用日以降のお子さんの様子、家庭での関わり等を施設に伝えてください。

⑪降園（お迎え）

- スマートフォンを必ず携帯し、施設で総合支援システムの QR コードを読み込んで、降園の打刻をしてください。
- 施設から、当日の様子や家庭での関わり方に関するアドバイス等を聞くことができます。

＜保護者がご自身ですること＞

⑫利用の終了

利用終了届を施設に提出します。

- 施設の利用を令和 8 年 3 月 31 日までに終了する場合（満 3 歳の到達を除く。）は、必ず利用終了届を施設に、ご提出ください。

（提出が必要な場合の例）

- ・年度途中に、保育(3 号認定)としての利用（入園）が決まった場合
- ・堺市外に転出する場合

など

## 5. 利用申込みを開始する前のチェックポイント

申込手続を始める前に、確認・整理していただきたい事項をまとめていますので、内容をよく確認し手続を開始してください。

### (1) 利用希望施設を決めていますか？

#### ①希望施設に関する「確認ポイント」（P.5 実施施設一覧および下記の枠内）

【確認ポイント】

- ☐ こども誰でも通園制度の実施方針・実施曜日・時間
- ☐ 家からの距離、通園ルート、所要時間
- ☐ 予定している送迎手段で送迎可能か(駐車場や駐輪場があるかなど)
- ☐ 諸費用(利用料以外にかかる料金など)
- ☐ 布おむつ・紙おむつの取扱いについて
- ☐ 食事の提供（アレルギー食・宗教食）について
- ☐ 急な発熱時などの対応について

※見学を希望される場合は、希望施設に事前に電話連絡し、直接、日程調整等を行ってください。

#### ②希望施設は第3希望まで申し込むことができます。通園できる範囲で、複数の施設（コース）を選択してください。

## (2) 必要書類は整っていますか？

令和 7 年度の利用希望の市への申込みには、

「全ての方が必ず提出する必要がある書類」①～③の全ての書類

「世帯の状況等により必要となる書類」の④～⑦のうち該当する書類

「こどもの状況等により、申込時に必要となる書類」⑧（該当する場合）

が必要です。

また、施設との面談後には、

「こどもの状況等により、面談以降に必要となる場合がある書類」⑨・⑩のうち該当する書類が必要となる場合があります。

認定や利用に影響する場合がありますので、必要書類の記入・提出漏れや内容に誤りが無いことをご確認のうえ、提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

【こども誰でも通園制度の利用申込に必要な書類】



### 全ての方が必ず提出する必要がある書類（①～③）

表入力欄◇マーク：オンライン申請のため、申請画面への入力

表 DL 欄▼マーク：上記の市ホームページからダウンロード可能

|   | 提出書類       | 備考                | 入力 | DL |
|---|------------|-------------------|----|----|
| ① | 利用認定申請書    | 申し込むお子さんごとに申請が必要  | ◇  | ▼  |
| ② | こどもの状況票    | 詳細は②こどもの状況票を参照    | ◇  | ▼  |
| ③ | 申請者の本人確認書類 | 詳細は③申請者の本人確認書類を参照 | —  | —  |

### ②こどもの状況票

お子さんの健康や発育・発達について事前に確認させていただくものです。

お子さんの育ちを支え、安全・安心な保育を実施するため、利用認定を通知する際には、記載いただいたものを市から面談予定の希望施設に情報提供します。

母子健康手帳などを見て、これまでのお子さんの成長の過程等について振り返り、ご記入ください。

|     | 項目              | 内容                                                                |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------|
| i   | 身長・体重や乳幼児健診について | 出生時の身長・体重、乳幼児健診での説明・助言（親子教室の参加を勧められた等） など                         |
| ii  | 健康状態について        | 身体機能に関する疾患（生活の制限）の有無、リハビリ（訓練）の有無、服薬の有無、医療的ケアの有無、アレルギーの有無 など       |
| iii | 発育・発達について       | 寝返りするか、2～3 歩以上歩くか、簡単な指示（おいで、ちょうだいなど）がわかるか、2 語文で話すか（「わんわん きた」等） など |

（※）こどもの情報は、施設がお子さんを安全に受け入れ、利用を通じたお子さんの育ちを支えるために、大切な情報です。些細だと思ふようなことであっても、しっかりと記入してください。

### ③申請者の本人確認書類

「申請される保護者の本人確認に必要な書類」が必要です。

| 申請される保護者の<br>本人確認に必要な書<br>類 | 1 点で本人確認ができる書類                                                              |                                                                  |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|                             | ・マイナンバーカード（個人番号カード）<br>・運転経歴証明書<br>・身体障害者手帳<br>・療育手帳<br>・特別永住者証明書           | ・運転免許証<br>・旅券（パスポート）<br>・精神障害者保健福祉手帳<br>・在留カード<br>など             |
|                             | 2 点で本人確認ができる書類                                                              |                                                                  |
|                             | ・公的医療保険の被保険者証<br>・国家公務員共済組合員証<br>・年金手帳<br>・特別児童扶養手当受給証明書<br>・健康保険日雇特例被保険者手帳 | ・私立学校教職員共済加入者証<br>・地方公務員共済組合員証<br>・介護保険の被保険者証<br>・児童扶養手当証書<br>など |

### 世帯の状況等により必要となる書類（④～⑦のうち、いずれか）

基本利用料の減免を申請する場合は提出してください。

|   | 提出書類                       | 備考                                                       |
|---|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| ④ | 生活保護受給者証明書など               | 生活保護を受給していることが証明できる書類                                    |
| ⑤ | 課税状況の分かる書類                 | 詳細は下記⑤※1 課税状況の分かる書類を参照                                   |
| ⑥ | ひとり親であることが分かる<br>証明書類      | 詳細は下記⑥※2 ひとり親であることが分かる証明書類を参照                            |
| ⑦ | 障害等を有する世帯員がいる<br>ことを証明する書類 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特<br>別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給が確認できる書類 |

#### ⑤※1 課税状況の分かる書類

税額の決定通知書など（1 月 1 日時点の居住地の市区町村が発行）を提出してください。なお、減免区分（非課税または市民税所得割額 77,101 円未満）を判定する算定根拠となる市民税の対象年度は利用する月で異なります。

| 利用月                   | 参照する課税証明書         |                  |
|-----------------------|-------------------|------------------|
| 令和 7 年 7 月～8 月        | 令和 6 年度（令和 5 年中）分 | 令和 6 年 1 月 1 日時点 |
| 令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月 | 令和 7 年度（令和 6 年中）分 | 令和 7 年 1 月 1 日時点 |

#### ⑥※2 ひとり親であることが分かる証明書類

児童扶養手当の証書やひとり親家庭医療医療証を提出してください。これらの書類が手元にない場合は、ひとり親であることを証明する書類（戸籍謄本など）を提出してください。

### こどもの状況等により、申込時に必要となる書類（⑧）

|   | 提出書類                 | 備考                                               |
|---|----------------------|--------------------------------------------------|
| ⑧ | 障害等を有することを証明す<br>る書類 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特<br>別児童扶養手当の受給が確認できる書類 |

## こどもの状況等により、面談以降に必要となる場合がある書類（⑨・⑩）

|   | 提出書類            | 備考                                                                      |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ | 疾患を有する児童の主治医意見書 | お子さんが疾患のために定期的に通院していたり、医療的ケアが必要な場合は、配慮事項を記載した主治医意見書を施設に提示していただく場合があります。 |
| ⑩ | アレルギー疾患生活管理指導表  | アレルギーのため日常生活に制限がある場合は、配慮事項を主治医が記載した指示書を施設に提示していただく場合があります。              |

施設が配慮事項などを主治医に確認するための書類です。

面談後、施設からの依頼に応じて用意していただきますので、申込時に添付していただく必要はありません。

医療機関に作成を依頼する書類です。作成にあたっての費用について自己負担が発生します。なお、作成・提出により、施設の利用が確約されるものではありません。ご了承ください。

## 証明書類の不備事例

添付する証明書類等については、申込前に書類自体の内容をよく確認のうえ、提出してください。

必要事項が確認できない場合は、申込内容の不備として、書類の再提出をお願いすることになります。期限までに再提出ができない場合は、認定（抽選）の対象にできない場合がありますので、ご注意ください。

【不備の例】

- ☐ 画像が不鮮明で内容が確認できない
- ☐ 証明日がわからない・空白になっている・古い日付となっている

## (3) よくある質問

子ども誰でも通園制度に関する「よくある質問」について、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【制度に関するよくある質問】



|    | 堺市で利用できる実施施設の種類について                                                                                 | 施設の種類                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 参考 | 令和7年度の実施施設は、認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業となっています。<br>これらの施設の違い等を知りたい方は、右記「はじめての保活ガイドブック」の『園の種類』を参考にご覧ください。 |  |

## 6. はじめて堺市電子申請システムを利用する方へ

### 堺市電子申請システムの利用にあたって

堺市への申請は、堺市電子申請システムから、オンラインで手続きしてください。  
オンライン申請が難しい場合は、幼保政策課へお問い合わせください。

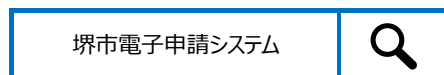
#### アカウント登録

堺市電子申請システムの利用にあたり、まずは、アカウント登録が必要となります。

アカウント登録は、申請保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請時の申請保護者欄が入力不要となります。

#### 【アカウント登録手順】

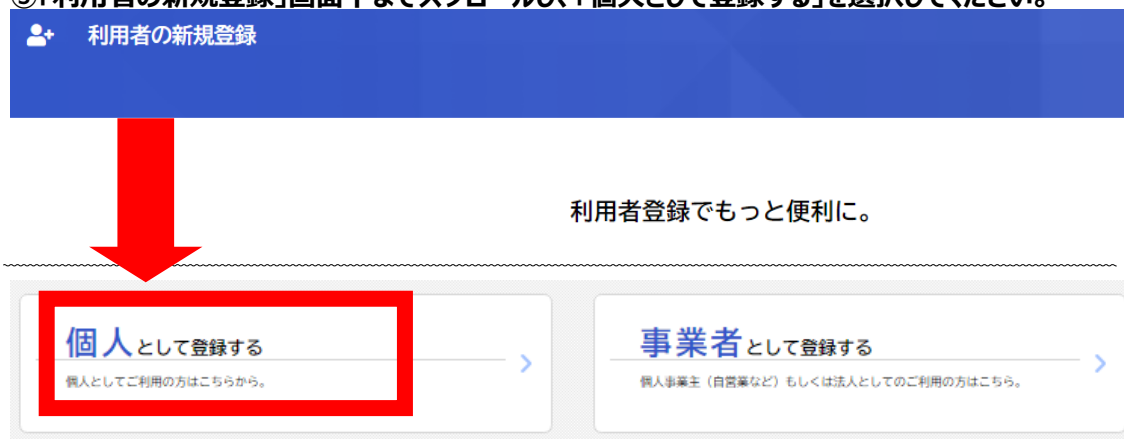
##### ①「堺市電子申請システム」へアクセス



##### ②画面右上にある「新規登録」ボタンをタップ（クリック）してください。



##### ③「利用者の新規登録」画面下までスクロールし、「個人として登録する」を選択してください。



##### ④「利用規約の確認」画面から、利用規約に同意し、利用者の登録を開始してください。

- ⑤画面遷移に沿って、「メールアドレスの登録」、「利用者情報の入力」、「入力内容の確認」を行い、「本登録の完了」まで進めてください。

※アカウント登録で使用したメールアドレスおよびパスワードは、忘れないようにご注意ください。

#### <補足>

アカウント登録時に下記の「事象」が発生した場合は、「対処方法」の内容をご確認ください。

| 事象                  | 対処方法                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認証コードが届かない。         | 最初に入力したメールアドレスが間違っている可能性があります。再度メールアドレスの入力から試してみてください。<br><br>迷惑メールのフォルダに届いていないか確認してみてください。また、迷惑メールの設定をしていると、メールが受信できないことがあります。<br>「sakai-onshinsei@city.sakai.lg.jp」からのメールが受け取れるか確認してください。                                          |
| 認証コードを入力する画面がなくなった。 | 認証コードを確認する際に、電子申請システムを開いていたブラウザを閉じてしまっています。一度閉じると、認証コードの入力画面は再表示できません。メールアドレスの入力から、やり直しが必要です。<br><br>iPhone の場合、「コードスキャナー」で QR コードを読み込む場合、認証コードを確認するためにメッセージアプリに切替えると認証コードを入力する画面が消えてしまいます。「コードスキャナー」ではなく「カメラアプリ」で QR コードを読み込んでください。 |

#### 電子申請システムに関するよくある質問 主な例

| 質 問                                | 回 答                                                                                                      |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入力の際の注意事項はありますか？                   | 1 時間、何も触らなければ、自動的にログアウトされます。<br>入力の途中での一時保存は可能ですので、必要に応じて一時保存をご利用ください。<br>「保存してあとで申請」ボタンを押すと、途中で保存ができます。 |
| 添付ファイルの形式に指定はありますか？                | 指定はありません。                                                                                                |
| 申込内容を修正したり、取り下げたりしたい場合、どうすればいいですか？ | マイページ ⇒ 「申請履歴・委任状の確認」の『申請履歴一覧・検索』⇒ 対象の申請をクリック ⇒ 操作したい方法を選択                                               |

## 7. QRコード一覧

この冊子で使用している QR コードの一覧を掲載しています。

| 市民税の対象年度<br>市民税所得割額                                                               | 実施施設一覧                                                                            | 利用にあたっての<br>留意事項・関連手続き                                                            | 利用申込<br>(申請フォーム)                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| P.4掲載                                                                             | P.5掲載                                                                             | P.6掲載                                                                             | P.7掲載                                                                               |

| 利用の申込み<br>(堺市HP)                                                                  | 親子さかすくナビ<br>(堺市HP)                                                                | 利用申込に<br>必要な書類                                                                    | 制度に関する<br>よくある質問                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| P.8掲載                                                                             | P.8掲載                                                                             | P.10掲載                                                                            | P.12掲載                                                                              |

| 施設の種類<br>(はじめての保活ガイドブック)                                                            | 堺市電子申請システム<br>トップ画面                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |
| P.12掲載                                                                              | P.13掲載                                                                              |

## 8. 問い合わせ先

|                           |                                     |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 堺市役所 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課 |                                     |
| 〒590-0078 堺区南瓦町 3 番 1 号   | TEL 072-228-7173 / FAX 072-222-6997 |

※本冊子の情報は、令和 7 年 6 月 20 日現在の情報をもとに作成しています。  
 そのため、今後、内容の一部が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。  
 ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



## 親子さかすくナビ

『親子さかすくナビ』は保育施設の条件検索機能など  
子育てに役立つ機能をたくさん備えたアプリです

- ★予防接種の管理ができる
- ★希望条件にあわせた保育施設の検索ができる
- ★病児保育の空き状況が確認できる
- ★成長記録や思い出を家族と共有できる
- ★生年月日に応じた子育て支援情報、子育て関連のイベント情報などを受け取れる
- ★育児日記（できたよ記念日）で、成長を記録できる
- ★公園、子育て施設などの周辺施設の検索ができる

アプリストアからダウンロードして、**カンタン登録！**



＼ 母子モ（ボシモ）で検索！ /

母子モ

検索

or

こちらを  
読取り



Web版はこちら

➤ URL <https://www.mchh.jp>

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・ベトナム語などの12言語に対応しています。

This service supports 12 languages including English, Chinese, Vietnamese, etc.

※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際は、Googleの利用規約をご確認ください。



SDGs未来都市・堺

Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY